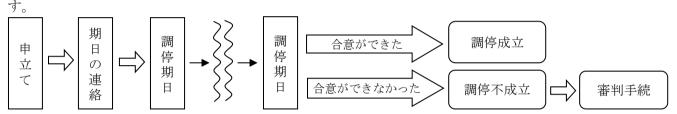
<遺産分割調停を申し立てる方へ>

1 概要

亡くなられた方(被相続人)の遺産の分け方について相続人間で話合いがつかない場合には、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てることができます。この調停では、申立人となっていない相続人全員を相手方としなければなりません。

調停手続では、調停委員会が、申立人(あなた)及び相手方(ら)から事情を聴いたり、資料を提出してもらったりして、遺産として分けるべき財産を確定し、その評価額を定めた上で、分割の割合や方法等についての希望を聴き、解決のために必要な助言を行いながら、合意を目指して話合いを進めます。調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われます。1回当たりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話を聴きしながら話合いを進めていきま



話合いがまとまらず調停が不成立となった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が、遺産と確定された財産について、その評価額を基に、財産の種類及び性質その他一切の事情を考慮して、分割の審判をすることになります。

2 申立てに必要な費用

- □ 収入印紙・・・被相続人1人につき1,200円
- □ 連絡用の郵便切手・・・140円×1枚、100円×2枚、84円×6枚、10円×8枚、

2円×5枚、1円×5枚 合計939円分

※当事者が1名追加されるごとに100円×2枚、84円×2枚、10円×6枚を追加 ※丸亀支部、観音寺支部への申立ては、予納郵便切手の一覧表をご確認下さい。

3 申立時や調停進行中の提出書類等とその取扱い

(1) 申立時の提出書類等

- □ 申立書 裁判所提出用1通+相手方全員の人数分+申立人用控え1通
 - → 申立書は、法律の定めにより相手方全員に送付しますので、裁判所用、相手方用(全員分)、 申立人(あなた)用の控えを作成し、そのうち、裁判所用と相手方用(全員分)の通数を提出し てください。
- □ 事情説明書1通
- □ 送達場所の届出書1通
- □ 進行連絡メモ1通
- □ 被相続人との関係を証するもの(除籍謄本、改製原戸籍謄本の各写し)
 - ア 相続人が被相続人の配偶者、子、親以外にはいない場合 被相続人の出生時(被相続人の親の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等)から死亡時までの連続した全戸籍謄本
 - イ 相続人の中に、被相続人の兄弟姉妹が含まれる場合

アで必要になる戸籍謄本に加えて、被相続人の父母の出生時(被相続人の父方祖父母及び母方祖父母の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等)から死亡時までの連続した全戸籍謄本

ウ 相続人の中に、子又は兄弟姉妹の代襲者が含まれる場合

ア、イのいずれかで必要となる戸籍謄本に加えて、本来の相続人(被代襲者)の出生時から死 亡時までの連続した全戸籍謄本

- □ 相続人全員の戸籍謄本の写し、本籍の記載のある戸籍附票(又は住民票)の写し
- □ (遺産に不動産があるとき) 不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書の各写し
- □ (作成されているとき)遺言書の写し、遺産分割協議書の写し
 - ※ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
 - ※ 原本のある資料については原本の確認をさせていただく場合があります。

(2) 調停進行中の提出書類等

次の書類を第1回調停期日までに可能な限り提出してください。

- □ 遺産に属する物又は権利に関する資料の写し(コピー)
 - → 相続税申告書、預貯金の通帳・証書・残高証明書、有価証券・投資信託に関する取引口座の残 高報告書、不動産評価額の査定書等、遺産の内容や評価額が分かるもの。
 - ※ 事案に応じて、このほかの書類等を提出してもらうことがあります。

(3) 上記(2)の提出書類等の提出方法

- ・ 遺産分割調停は、当事者全員が遺産の内容等を把握した上で話合いを進める手続です。そのため、 書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用として裁判所提出分1通と相手方の人数分の通 数のコピー(例えば、相手方5名の場合、裁判所分も入れて合計6通が必要)を提出するとともに、 調停期日には、原本又は申立人用の控えを持参してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分(住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等)は、マスキング(黒塗り)をしてください(裁判所用及び相手方用のコピー全て同様に作成してください。)。
- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、 その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。相手方にその書面等を交付する か否かについては、裁判官が判断することになります。
- ※ この提出方法は遺産分割調停事件での取扱いです。他の事件では取扱いが異なる場合があります。

(4) 提出された書類等の閲覧・謄写(コピー)

相手方から閲覧・謄写(コピー)の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、 調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があ れば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

4 申立先

相手方のうちの1人の住所地を管轄する家庭裁判所となります(ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書とともに管轄合意書を提出された場合には、その家庭裁判所でも対応することができます。)。

○ その他、ご不明な点がある場合は、調停期日において担当書記官等にお尋ねください。

高松家庭裁判所本庁 電話: 087-851-1942 丸亀支部 電話: 0877-23-5184 観音寺支部 電話: 0875-25-2619 土庄出張所 電話: 0879-62-0224

調停・審判手続において提出する書類について

高松家庭裁判所

調停・審判手続では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停 では調停委員会の指示に、審判では裁判官の指示に従って提出してください。

1 書類を提出するときは

- ●自分で作成する書面には、**相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることを書かない**でください。
- ●相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることが記載されている資料は、提出しないでください。(提出したい資料に知られたくない情報が含まれる場合⇒2へ)
- ●マイナンバーは必ずマスキング(黒塗り、方法については裏面参照)してください。家庭 裁判所では、マイナンバーが必要な手続はありません。マイナンバーが含まれる書類は、返却の上、 再提出をお願いすることがあります。

申立書に記載する「住所」とは

「生活の本拠」のことを指し、氏名と相まってあなたを特定するものです。名所旧跡や手続代理人弁護士の事務 所など「生活の本拠」とはおよそ考えられない場所を記載することはできません。

ただし、あなたやあなたのご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある場合、申立書には、相手に知られてもよい住所(例:夫婦間の調停・審判における相手との同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠)を記載することができます(裁判官から、現在の住所の申告を求められることがあります。)。

2 知られたくない情報が含まれる資料を提出するときは

●相手に知られたくない情報が資料に含まれている場合、裁判所に見せる必要がないと思われる部分(例:源泉徴収票の住所、マイナンバー等)に、マスキング(黒塗り、方法については裏面参照)をして、その部分が見えないようにしてから提出してください。

(マスキングすると裁判所に見てほしいことが伝わらない場合⇒3へ)

3 知られたくない情報が含まれ、マスキングもできない資料を提出するときは

- ●相手に知られたくない情報が資料に含まれており、その部分を裁判所に見せる必要がある場合、非開示希望または当事者間秘匿の申出をすることが考えられます。
- ●詳細は裏面をご確認ください。



あなたの大切な情報は、あなた自身の手でしっかりと守ってください。

裁判所は、あなたが提出する書面等に、知られたくない情報が含まれているかを把握することはできません。 相手に知られたくない情報がマスキングされることなく、非開示希望の手続もされずに提出されると、その情報 が相手に伝わってしまい、重大な事故が発生してしまうことがあります。

> 裁判所の手続では、自分の情報は、自分でしっかり管理する必要が あるんですね!

マスキングができない資料を提出しなければならないときは、 以下の2つの手続の利用を御検討ください。



非開示希望

住所やその他の情報が相手に知られることで、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合などに、相手からの閲覧謄写申請に備えて、事前に、あなたの希望を申し出る手続です。

- ●住所について非開示希望が認められても、調停成立や 審判のときには、調停調書等に記載する住所の申告が必 要です。その場合、相手に知られてもよい住所(例:夫 婦間の調停・審判における相手との同居時の住所、実家 等の過去の生活の本拠)を記載することができますが、 裁判官から、現在の住所の申告を求められる場合があり ます。
- ●非開示希望の手続は、申立書や意見書以外の資料等に 含まれる住所以外の情報についても利用できます(あな たの勤務先やお子さんの学校名など)。
- ●非開示希望を申し出るには、非開示の希望に関する申 出書を提出してください。
- ●裏付け資料の提出は原則として必要ありません。手数 料等の負担はありません。

当事者間秘匿

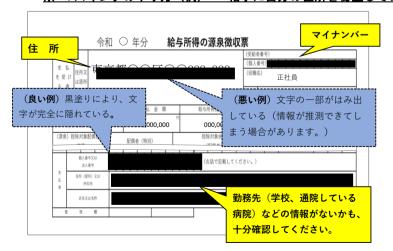
あなたを特定する情報(あなたの氏名、本籍、住所等) が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに 著しい支障を生じるおそれがあるとき、申立てにより、 裁判所が秘匿の決定を行う手続です。

- ●申立てには以下の①~④の提出が必要です。
 - ① 秘匿決定の申立書
 - ② 秘匿事項届出書面
 - ③ あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれについての裏付け資料
 - ④ 申立手数料等 収入印紙500円、郵便切手
- ●申立てが認められた場合、
- ・申立書等に「代替氏名A」「代替住所A」などと記載することができます。
- ・相手が取消しの申立てなどをすることがあります。
- ●申立てが却下された場合、
- ・申立人は、不服申立て(即時抗告)ができます(申立 手数料等が別途必要です。)。

マスキング(黒塗り)の方法について

- ・相手に知られたくない情報やそのことを推測させる情報がある場合は、マスキング(黒塗り)をしてください。 ※ 原本に黒塗りしてしまうと、後でその部分の情報がわからなくなってしまいます。
 - コピーに黒塗りをしただけでは隠した部分が裏側から透けて見えてしまう場合があります。
 - コピーに黒塗りし、さらにコピーするといった工夫が考えられます。
- ・個人番号(マイナンバー)も、マスキング(黒塗り)をしてください。

※ マスキングのやり方(例) - 相手に自分の住所を秘匿している場合



※以下のような書類については、特に注意してください。

- ◎収入関係書類(住所・勤務先・マイナンバー等)
 - ・源泉徴収票・給与明細書
 - ・確定申告書(写し)
 - ・(非)課税証明書 など
- ◎診断書 (通院先の病院)
- ◎通知表 (通学する学校)
- ◎手紙、スマホの画面

(住所、駅名や施設名など)